

## コミュニティホール七間町ギャラリー利用規約

### 1 利用目的

- ・まちづくり支援活動等に資する展示物の展示
- ・文化芸術活動に資する展示物の展示
- ・作品・商品販売（内容により利用を許可しないことがあります。）
- ・公益的なサービス提供の場としての利用

### 2 利用範囲

- ・ギャラリー壁面から 1.75m以内

### 3 展示方法

- ・展示作業等は利用者において行ってください。
- ・フック、ピン釘等はギャラリー備え付けのものを使用してください。
- ・ギャラリーのもの以外の備品を使用する場合は、事前に承諾を得る必要があります。
- ・床面や壁面への釘打ち、強力テープを貼る行為、壁面への書き込みはできません。
- ・電力を必要とする展示及び物販はできません。
- ・使用者が設備及び備品の使用を終了したとき、又は使用を中止若しくは停止されたときは、直ちにその設備及び備品を原状に回復し又は返還しなければならない。
- ・管理者の指示に従わない場合は、利用の許可を取りけし又は利用を許可しないことがあります。

### 4 禁止事項

- ・利用目的と異なる使用
- ・当ギャラリーの使用権の転貸及び譲渡
- ・著作権、肖像権など他人の権利を害するものの展示や物販
- ・アルコールを伴う飲食行為

### 5 安全管理

- ・搬入開始から展示・搬出までの間、安全対策に心がけ、展示物や商品、資材、金銭の盗難、破損、失火、不慮の事故等に対して、自己責任において万全を期すものとします。

### 6 その他

- ・その他施設の利用に関する事項については、コミュニティホール七間町設置要綱及びコミュニティホール七間町設置要領によるものとする。
- ・この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この規約は令和3年10月4日以降の施設予約から適用する。

令和3年10月4日

## コミュニティホール七間町ギャラリー利用規約

### 作品・商品販売（要約）

コミュニティホール七間町ギャラリーにおける作品・商品販売ができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 社会通念上相当の作品・商品販売価格であること。
- (2) コミュニティホール七間町ミニワゴン販売の商品等と重複しないこと。
- (3) 作品・商品販売の管理（金銭の授受を含む）を利用者の自己責任のもと実施すること。
- (4) 「コミュニティホール七間町設置要綱」第8条（利用の不許可）に該当する恐れのある作品・商品販売をしないこと。
- (5) その他不測の事態が生じたときは、管理者の指示に従うこと。

### ※ホール使用時、入口付近の使用についての対応等

- ・商品販売はできないものとする。
- ・ギャラリー利用許可を得てギャラリー内で販売若しくは、ホール内で販売する。  
注）ギャラリー利用者においてクレームが発生する可能性がある。
- ・チケットの受付としての使用は可能とする。

コミュニティホール七間町ギャラリー利用規約

公益的なサービス提供の場としての利用（要約）

- ・公益的なサービス提供は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益目的事業に該当する事業であること。
- ・事業の実施においては、フリースペース利用者等に対して影響を及ぼすことのないこととする。
- ・無料又は低廉な料金で提供されること。
- ・不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであること。

<公益目的事業>

1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
6. 公衆衛生の向上を目的とする事業
7. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
8. 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
10. 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
11. 事故又は災害の防止を目的とする事業
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
15. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
17. 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
18. 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
19. 地域社会の健全な発展を目的とする事業
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23. 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの